

現在、県外に居住する本市出身者等が、鶴岡市に居住・就業した場合に奨学金の返済を支援します

県外にいる
鶴岡市出身者^(※1)が
市内に居住かつ就業^(※2)



就業後、
3年以上勤務



奨学金の返済残額
に相当する支援金
を、10年で給付

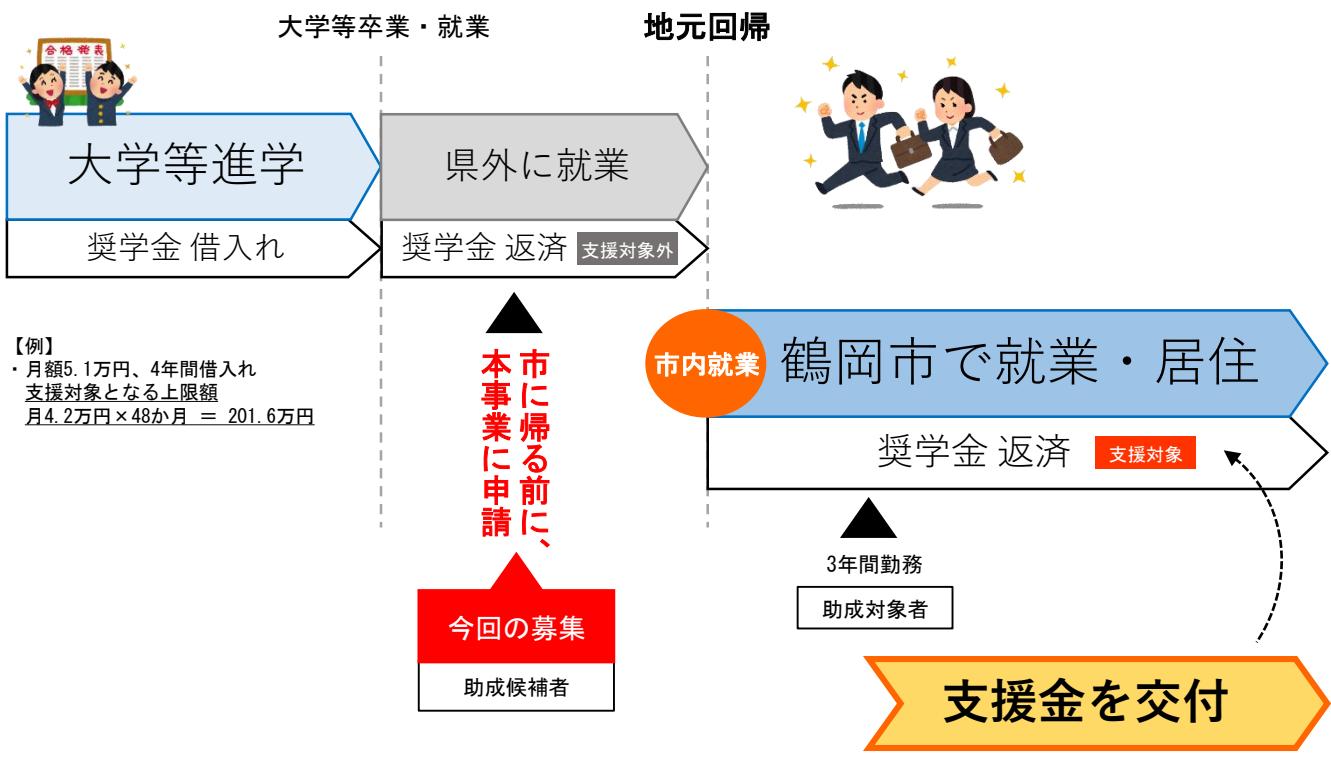
※1 県外での就業実績がある者で、市出身者のほか庄内地域の高等教育機関に就学していた者を含む
※2 申請後、翌年10月31日までの市内居住・就業が対象

支援金額

本事業に申請後、市内に居住した時点の
奨学金返済残額相当額

(上限 月42,000円 × 12 × 修学年数分) ※3 正規の修学年数が上限

支援イメージ



【例】
・県外就業時～地元回帰までの
奨学金返済額 : 50万円

【例】
・支援対象上限額から既に返済した額を控除
支援金の総額
201.6万円 - 50万円 = 151.6万円
これを10年間、分割して交付
※山形県事業の支援があった場合、別途控除